

※ 処 理 事 項	<b>400円分の県証紙</b> 証紙貼付欄			受領日・受領者	証の番号
				年 月 日	第 号
				年 月 日まで有効	
(受付)	年 月 日		<b>免税軽油使用者証交付申請書(その1)</b>		
●● 県税事務所長 様					
住所又は事務所若しくは事業所所在地	<b>和歌山市小松原通1-1</b>				
業 種	<b>船舶</b>				
(フリガナ) 氏名又は名称	( <b>ワカヤマ タロウ</b> ) <b>和歌山 太郎</b>				
この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号		電話 ( 〇〇〇 ) 〇〇〇 - 〇〇〇〇			
機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	所 在 地	<b>和歌山市〇〇</b>			
	名 称	No. 1	No. 2	No. 3	<b>必ず記入(携帯電話の方が連絡がとりやすい場合は携帯番号も)</b>
		<b>〇〇〇丸</b>			
	所有者の氏名又は名称	<b>持ち主のお名前</b>			
	型 式	<b>船舶検査手帳の「機関」欄「製造者型式」</b>			
	軸 馬 力	<b>船舶検査手帳の「機関」欄「連続最大出力」PS(KW)</b>			
	燃 焼 方 式	<b>直接噴射方式 他 (「ディーゼル」でも可)</b>			
台 数	<b>エンジンの台数</b>				
用 途	<b>船舶</b>				
年 間 見 込 所 要 数 量	リットル	リットル	リットル	リットル	<b>所要数量計算書の消費見込量(年間)を記入</b>
年間見込所要数量合計	リットル				

第十六号の十六の二様式(附則第四条の八関係)

第16号の16の2様式記載要領

- この申請書は、地方税法附則第12条の2の7第2項の規定により新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする県税事務所に1通提出すること。
- 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- この申請に应答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
- 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書類を添付すること。
- 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。
- 「免税軽油使用者証交付申請書(その2)」は、申請者の機械の台数に応じ使用すること。